

学校保健活動と養護教諭の職務

第一報 養護教諭の職務とその地域差

西種子田 弘 芳

(1980年10月16日 受理)

A Study on School Health Practices and the Role of School Nurses

Hiroyoshi NISHITANEDA

I. はじめに

学校保健活動は学校教育において、児童・生徒の健康・安全の保持増進を目的として行なわれる諸活動であり、これを保健管理と保健教育に大別して、各々の活動を有機的に関係させるように努めさせるべきであると捉えられている。そしてこれらの活動を効率よく進めるためには、全教職員・学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と共に、父兄および地域社会の関係者による組織的活動が展開されることが期待されている。しかし、現実には保健管理と保健教育の統一された活動がなされなかったり、関係者間に学校保健に対する考え方や活動の進め方にズレがあって、総和としての組織的活動がなされていないように思う。こうした事態を生みだした要因は多々あると思うが、——こうした要因の追求は第三報で明らかにしたい——著者は現時点で次のように考えている。第一には、国が学校教育の施策として学校保健を導入し、展開してきた歴史的事実のなかに諸矛盾を内在させたままであること、そのことは第二に、保健管理と保健教育にたずさわる者の養成を厚生行政と文部行政の二本立にし、それを継続させていること、第三は、国民保健の悪化とそれに対する地域医療の不備や貧困を克服できないこと等に影響している。そしてさらには、学校教育における教育的機能と福祉的機能の統一という視点の欠如ということをおげることができるように思う。

こうした諸矛盾を直接的に受けているのが養護教諭である。子どもの健康を守り育てる仕事は、教育基本法に明示されているように全教職員の本来の職務の一つであるにもかかわらず、学校保健に係る唯一の担当者として養護教諭をとらえ、その全任務を負わせようとする。また、養護教諭は「養護」をつかさどる教員であり、「教育」をつかさどる教員ではないとして、学校教育諸活動での軽視や差別がある。職員会議室に養護教諭専用の机や椅子がないとか、決定権がないとかという事実が、つい最近まで存在していた。こうした事態は逆に、養護教諭の職務の専門性の不明確さや日常の職務遂行そのもののなかに存在しているともいえる。特に、養護教諭の職務に関する規定は確かなものはない。「養護」をつかさどる教員として学校教育法第28条に示されているにすぎない。もちろん「養護」の解釈にはいくつかの試案がだされたが、最も新しいのは昭和47年12月の保健体育審議会の答申に示された。今後の学校保健活動や養護教諭の職務の一定の方向性を示したものと

考えるので、以下に引用しておこう。

「養護教諭は、専門的立場からすべての児童・生徒の健康および環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力・栄養に関する問題等心身の健康に問題をもつ児童・生徒の個別指導にあたり、また、健康な児童・生徒についても健康の増進に関する指導にあたるのみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割をもつものである。このため、養護教諭の専門的知識および技能をいっそう高めるよう、その現職教育の改善充実に特に配慮する必要がある」

これまでのいくつかの試案が、学校医や学校薬剤師・学校歯科医あるいは一般教師などの活動を援助し、協力するという受動的・補佐的活動として位置づけていたのに対し、「児童・生徒の健康および環境衛生の実態把握」「心身の健康に問題を持つ児童・生徒の個別指導」「健康の増進に関する指導」など、積極的・主体的活動への役割が明記されたことは、高く評価されることだと考える。今後養護教諭自身が、各々の学校現場のなかで積極的にこれらの課題に取り組み、地道に成果を累積していく努力が要求されよう。

さらに学校保健あるいは養護教諭の職務は、福祉的機能と断定し、教育個有として位置づけられていない側面を持っている。例えば、教育学者の堀尾氏は現代学校の任務として、「学校の主要な任務は、『認識』の発達を軸として、文化の伝達と国民的教養の形成という問題がその中心である」と述べている。こうした学校教育の固有な、主要な任務という点では、著者も同意できるのであるが、学校保健的な仕事は、「現在の過渡的状況にある学校では引き受けざるを得ない任務」だとし、「理想的に考えれば、たとえば、……現実の学校でたしかにその医務室が安息の場になっているということはあるにしても、学校の本来のあり方としてそれが大事だということにはならない」として、かなり否定的な理解をしている点には全面的に同意しえない。地域の一般診療機関の待合室として、医務室を把えていることにはいささか惨念である。宮城教育大学の数見氏はこうした見かたに次のように反論している。

「今日では構造的な社会矛盾のなかで、公害や交通事故や自殺をはじめ、さまざまな慢性的健康異常、心因性疾患、身体発達上のゆがみ、健康観の貧困等々となって出現してきている。そうした状況の背景には、さまざまな生活条件や環境上のゆがみが存在し、また本来子どもの発達をはかるべき学校教育そのものが、子どもの心身をゆがめ阻害するという事態が進行している。……そういう事態に対する取り組みそのものが学校の任務であり、学校としての発達の諸力の一環なのだと考える。もちろん家庭や地域の課題でもあるのだが、そうした教育力を回復させる働きも含めて、学校の任務であるし、そうした任務は社会がどれだけ革新的に発展しようとも、むしろ発展すればするほど重大さを増してくるのではないだろうか。……さて、そうした子どもの健康を守る仕事とか、生活をたてなおす仕事は、間接的には子どもの発達にかかわるのだが、直接的に教育固有の機能であるかどうかという点では福祉的機能とっていいだろう。しかし、その処置の場合に子どもにどのように対応し、どのように働きかけたかというその質によって、福祉の仕事か教育的仕事かのちがいが生じるといえる。……子どもの健康を守る仕事という健康管理の仕事は、子どもの教育を受

ける権利を保障し、そのことが子どもの発達に間接的にかかわるという意味で、学校の主要な任務の一つなのだが、そのこと自体は教育的な機能とはいいがたい。子どもを管理の対象とみなすことから踏み込んで、子どもを健康や生活の主体としておさえ、その人格に働きかけていくところに教育としての機能が存在する。すなわち、「守る」仕事と「育てる」仕事を統一するところに学校保健の全体像が描かれるのではないか。あえて福祉という概念を使うとすれば、福祉的機能と教育的機能を統一した姿が、学校保健の仕事なのだといえよう」

長い引用となったが、教育における学校保健の役割と養護教諭をはじめとする関係者の学校保健活動の教育的仕事に多大な示唆を与える提言である。発達過程にある子どもを教育の対象とし、自己の健康・安全の保持増進に自主的に取り組む子どもを育てることを主題とする限り、一般の診療所の対応のみではすまされないものであり、その子どもの人間的発達に作用する働きかけは不可欠なのだといえる。

さらに養護教諭養成の問題や養護教諭の職務に係る条件整備上の問題がある。これはこの第一報の主課題であるのでここでは差し控えたい。

以上のように、著者がこれから明らかにしようとしている学校保健活動や養護教諭の職務に係る課題を概説して述べた。こうした課題を解決していくためには停滞や障害となっている部分を除去し、望ましいと思われる方策を立て積極的に立ち向うような、現場での地道で息の長い実践的活動が必要であり、それを1つ1つ消化し、それを学校を越え、地域を越えて集約し、一般化していく作業が必要だと考える。

さて、著者はこれからの作業を進めていくために、とりあえず学校保健活動を次のように把握し、学校保健活動のスムーズな運営とそのなかでの養護教諭の役割を追求したいと考えている。

学校保健活動は青少年特に学童期にある子どもの健康・安全に対する国または国民一般の最善の努力による保護・管理義務の機能（福祉的機能）の一環として、また、将来の健全な市民を育成するために、心身の健全な発達を促し、健康意識の高揚と自主的健康管理能力の育成をめざす機能（教育的機能）として存在し、これらを子どもを含んだ関係者全ての協力的・組織的な実践的活動として統合させていくことと組立てている。

II. 研究目的

本研究は、養護教諭の職務に関する課題と内容を地域差に焦点を置いて比較検討しようとするものである。今回対象とした鹿児島県は全国でも有数の離島・へき地をかかえている。特に以下に述べる条件に地域的な差違があり、そのことが教育や学校保健活動または養護教諭の職務そのものにも影響を及ぼすものと考えられる。その条件とは、児童や地域民の健康実態、医療機関や医療保障等の医療条件、保護者の生活水準や教育・健康に関する意識、学校の施設や設備、また、教職員や学校保健関係者などの協力体制などが考えられる。

この第一報では、養護教諭を対象とする質問紙調査の集計結果から、我が国の特殊な地域の1つ

である鹿児島県の学校保健活動の実態を、本土と離島・市内と郡部・小学校と中学校を分析の軸として比較検討するなかから明らかにしていきたい。さらに、そうした状況での養護教諭の職務の共通性と特殊性をも明確にしてゆきたいと考えている。

III. 研究の方法と対象

養護教諭の職務を地域差に焦点を置いて追求した研究は、鈴木・小倉氏の研究以外に見当たらない。本研究では、この研究で使用された方法をベースにしながらも鹿児島県の実態に添うように一部改変して、鹿児島県下の小・中学校に在勤する養護教諭を対象として、養護教諭が実際的に体験したり考えたりしていることを次のような項目で調査した。

1 調査方法 質問紙郵送調査法

2 おもな調査内容

- | | |
|--|--------------------------|
| (イ) 学校規模 (児童数・教職員数など) | (ロ) 養護教諭について (経験年数・執務内容) |
| (ハ) 保護者について (職業別構成など) | (ニ) 児童・生徒の健康実態について |
| (ホ) 医療条件 (学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の配置, その他の医療機関の存在) について | |
| (ヘ) 学校保健関係者の協力体制について | (ト) 保健室の設備状況やその利用等について |
| (チ) 養護教諭の執務状況について | (リ) その他 |

3 調査期間

昭和52年10月18日～昭和52年10月31日

4 調査対象校と調査票回収状況

はじめに鹿児島県における学校と養護教諭の配置状況を地区別に第1表に示すこととした。

養護教諭の配置率は小学校で87.4%中学校で82.4%である。全国公立学校の昭和51年の平均配置率がそれぞれ65%と67%であるから、それと比較するとかなりの高配置率であるといえる。しかし、市町村経費による配置率が全養護教諭の27.9%および18.7%であること、兼務が多いこと、さらに郡部や離島に未配置校や市町村経費による養護教諭(養職として区別している)が多いことなどは問題である。特に市町村経費による養護教諭の配置は、資格や人件費などの採用条件や職務内容あるいは教員移動や研究交流などに多くの相違や弊害があると云われる。

こうした状況は地方自治体の教育予算の低さや養護教諭養成の遅れもさることながら、学校教育法第103条に「小学校及び中学校には、第28条の規程にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことがある」としているところに主要因があるように思う。これが学校教育における学校保健の役割や養護教諭の存在性そのものを軽視させる一つの条件と考えている。したがって、この条項をできるだけ早く撤廃すべきだと考える。

こうした配置状況にある全ての学校に著者の作成した大項目10小項目32からなる質問紙を郵送し回答を求めたが、小学校で52.6%、中学校で47.6%とやや低い回収率となった。鈴木・小倉氏の調

第1表 地区別学校数と養護教諭の配置

地 区	小 学 校					中 学 校				
	学校数	養教配置	市町村費	養助教	兼 務	学校教	養教配置	市町村費	養助教	兼 務
鹿 児 島 (市・郡)	59 +3	54 +4	9	1		34 +2	31 +2	2		5
指 宿 (市・郡)	25	25	7			9	9		1	
南 薩 (枕崎・加世田・川辺)	38	34	12			20	19	2		
日 置 (串木野・日置)	48	47 +1	18	1	1	20	19	5		
川 薩 (川内・薩摩)	63 +3	58	17			28 +1	25	9		
出 水 (阿久根・出水)	37 +2	30	7	1		18	16	2		1
伊佐・始良 (大口・国分・伊・始)	72 +2	69	21		2	27	27	6		
曾 於	50	48	20	2		21	21 +1	7		
肘 付 (垂水・鹿屋・肘付)	65 +1	55	19	1	2	43	34	4		3
熊 毛 (西之表・熊毛)	38	35	9	2		25	22	8		
大 島 (名瀬・大島)	99 +6	64	6	6		61 +1	29	2	1	
計	594 ①+17	519 ②+5	145 ③	14 ④	5 ⑤	306 +4	252 +3	47	2	9

注 ① +数字は分校数を表わす

② +数字は養護教諭の2人配置を示す。産休要員は含まない。

③ 県費教職員でなく、市町村経費でまかない、資格や人件費および職務内容などに多くの違いがある。

④ 養護教諭としての免許を有しない者の数。

⑤ 小・小校、小・中校、中・中校間の併任勤務を示す。

昭和52年4月末現在 鹿児島県教職員録による。

第2表 質問紙配布数と回収状況

	小 学 校		中 学 校		小 学 校		中 学 校	
	市 内	郡 部	市 内	郡 部	市 内	郡 部	市 内	郡 部
本 土	160	245	70	114	113	106	32	53
離 島	20	94	9	59	11	43	4	31
計	180	339	79	173	124	149	36	84

但し、鹿児島郡の桜島地区は離島に含めない。また川薩・出水地区に離島がある。

査は、島根県と山梨県の、その研究に協力してもよいという意志を示した60校だけを対象に実施しているの、量的にもある傾向を提示できうるものとする。

IV. 結果と考察

1 学校の地域差

①学校規模 第3表に児童・生徒数、教員数、その他の職員数及び通学区域についての調査結果を示した。学校規模をどのように分類するかについては、特定の基準はない。各県教育委員会単位での行政管理上の操作として示されているにすぎない。鹿児島県では小学校では6学級以下を小規模校とし、30学級以上を大規模校とする慣例があるようである。また、中学校では3学級と18学級をそれぞれの区分としている。この調査では鈴木・小倉氏の例にならない、児童・生徒数の200人以下を小規模校、500人以上を大規模校とする区分で検討することとした。

小学校では、本土・市内の47%が小規模校で、本土・郡部、離島・市内、離島・郡部の順で多く

第3表 学校規模等について

		小 学 校				中 学 校				
		本 土		離 島		本 土		離 島		
		市 内	郡 部	市 内	郡 部	市 内	郡 部	市 内	郡 部	
学 校 規 模	児 童 ・ 生 徒 数	～50 人	10	17	3	12	1	3	0	5
		51～100	14	32	4	9	1	7	0	7
		101～200	29	27	1	15	5	10	1	12
		201～300	32	13	1	3	6	13	1	3
		301～400	16	8	1	2	6	7	1	2
		401～500	4	1	0	2	4	4	1	1
		501～1000	8	8	1	0	8	9	0	1
校 規 模	教 員 数 (養 教 を 含 む)	～5	7	7	2	3	0	6	0	1
		6～10	55	55	7	26	4	11	1	14
		11～15	26	17	0	9	6	11	1	10
		16～20	12	13	1	5	4	10	1	3
		21～30	7	7	1	0	8	10	1	3
		30～	6	3	0	0	9	5	0	0
模 範	そ の 他 の 職 員 数	0	2	2	0	2	0	0	0	3
		1	11	9	1	14	2	6	0	10
		2	26	28	5	14	6	15	0	12
		3	30	37	1	6	4	11	1	3
		4	21	21	1	4	6	4	2	2
		5～	21	4	2	1	14	15	1	1
通 学 最 大 時 間	60～ 分	17	25	2	2	3	13	2	6	
	120～	10	1	0	0	5	8	0	0	

